

令和7年度 第1回 南あわじ市入札監視委員会 議事概要

開催日時	令和7年11月19日（水）午後2時から午後5時まで	
開催場所	南あわじ市役所本館2階 201会議室	
出席委員（職業）	委員長 笠原 宏（関西大学法学部教授） 委員 潮崎 征功（公認会計士） 委員 富本 和路（弁護士）	
事務局出席者	井上総務企画部長 富山財務課長 安富係長（財務課） 永樂係長（財務課）	
関係課出席者	〔産業建設部〕多田部長 〔下水道課〕郷課長、島田係長 〔建設課〕榎勢課長、福岡係長、印部主任 〔環境課〕三明課長、大垣主査 〔都市政策課〕秦課長、露本係長、榎本係長 〔情報課〕小松課長、白川係長	
議事概要	1. 開会 委員あいさつ 2. 抽出期間における入札概要について 審議対象期間における入札及び契約状況の報告 3. 議事案件 抽出事案に係る入札及び契約手続き等の審議 ※詳細については、別紙 会議録のとおり 4. その他 特になし 5. 閉会	
審議対象期間	令和6年10月1日から令和7年9月30日まで	
制限付一般競争入札	3件	対象件数 7件
公募型一般競争入札	1件	
指名競争入札	3件	
随意契約	1件	
公募型プロポーザル	1件	
委員会からの意見・質問	意見・質問	回答等
とそれに対する回答	別紙 会議録のとおり	別紙 会議録のとおり
委員会による意見の具申 又は勧告の内容	無し	

令和7年度 第1回入札監視委員会議事案件一覧

	入札執行日	担当課	執行方法	工事・業務番号	工事・業務名	主に質問したいこと	入室予定時間
1	令和7年3月14日	下水道課	一般競争	特環第6-5号	阿万処理区MP8外マンホールポンプ場改築工事	<ul style="list-style-type: none"> ・最低制限価格での落札ですが、入札業者側からみて、本件最低制限価格を見積もることの容易性について、見解を述べてください。 ・入札執行日より過去3年間で同課の入札案件で、同業者(株南淡路建設)が最低制限価格かつクジ引きなしで落札した事案の有無(有った場合はその件数)について述べてください。 	14:20
2	令和6年11月8日	下水道課	一般競争	公維第6-20号	令和6年度 八木・榎列浄化センター放流流量計更新工事	<ul style="list-style-type: none"> ・最低制限価格での落札ですが、入札業者側からみて、本件最低制限価格を見積もることの容易性について、見解を述べてください。 ・入札執行日より過去3年間で同課の入札案件で、同業者(栄和興業株)が最低制限価格かつクジ引きなしで落札した事案の有無(有った場合はその件数)について述べてください。 	14:20
3	令和7年5月22日	建設課	指名競争	道メ工第7-2号	臨海1号橋 橋梁修繕工事	<ul style="list-style-type: none"> ・最低制限価格での落札ですが、入札業者側からみて、本件最低制限価格を見積もることの容易性について、見解を述べてください。 ・入札執行日より過去3年間で同課の入札案件で、同業者(株滝本)が最低制限価格かつクジ引きなしで落札した件数について述べてください。また、その件数は他社と比較して多いといえるのか、注視すべき対象ではないか、見解を述べてください。 	15:00
4	令和6年12月20日	環境課	指名競争	環境清掃第6-25号	令和6年度 製品プラスチック回収用ネット購入	<ul style="list-style-type: none"> ・落札率100%であり、入札指名者数5者に対し辞退者数4者ですが、前回同入札の落札率、入札指名者数、辞退者数を述べてください。 ・今後の入札において、辞退者数を減らし、競争性を確保できるように入札条件を変更すべきと考えますが、見解を述べてください。 	15:20
休憩(10分程度)							
5	令和7年5月2日	都市政策課	一般競争	都政工第7-1号	三原庁舎跡地公園整備工事	<ul style="list-style-type: none"> ・入札不調であり、入札参加者数10者に対して最低制限価格による失格者10者ですが、本結果に対する原因や評価について、見解を述べてください。 ・その後の経過、再入札の実施について述べてください。 ・今後の入札条件の設定について、改善点がないか、見解を述べてください。 	15:40
6	令和6年11月22日	都市政策課	指名競争	都住工第6-2号	市営三条住宅バリアフリー改修工事	<ul style="list-style-type: none"> ・入札不調であり、入札指名者数10者に対して辞退者数8者、未提出者2者ですが、本結果に対する原因や評価について、見解を述べてください。 ・その後の経過、再入札の実施について述べてください。 ・今後の入札条件の設定について、改善点がないか、見解を述べてください。 	16:00
7	令和7年6月2日 (審査会承認日)	情報課	随契契約	南あ情報第7-16号	LGWAN接続系端末等設定委託業務	<ul style="list-style-type: none"> ・随意契約となった理由、経緯について述べてください。 ・情報システムは、一般的にスイッチングコストが多いため、一旦導入すると他社に切り替えることが困難ですが、中長期的には費用対効果の評価して、切り替えの可能性についても検討すべきと考えます。その評価・検討について、誰が、どのタイミングで、どのように決定されるかについて述べてください。 	16:20

令和7年度 第1回 南あわじ市入札監視委員会 会議録

1 抽出期間における入札概要について

入札概要説明

○事務局より審議対象期間における入札方式別発注件数、金額等の入札・契約状況について説明。

(委員長) 令和6年10月1日から令和7年3月31日の間と令和7年4月1日から令和7年9月30日の間の契約金額を比較すると、上半期の方が金額が大きいが、発注件数が多いのですか。

(事務局2) 上半期に大規模な工事の発注が多いためです。規模が大きい工事は、工期も長くなるため上半期に発注することが多いです。

(委員長) 特に問題ないと思われるため、個別案件の審議に移ります。

2 議事案件

1. 阿万処理区MP8外マンホールポンプ場改築工事(下水道課)

○事務局より入札及び契約状況の報告

工事概要

市内マンホールポンプ施設の更新工事

- ・機械設備 1式
- ・電気設備 1式

(委員1) 私から質問させていただきます。1点目ですが、本件は、最低制限価格と同額で落札されていますが、入札する業者側から見て、最低制限価格を見積もることの容易性について述べてください。2点目ですが、本件入札執行日より、過去3年間において、本件落札者が他に最低制限価格と同額かつくじ引き無しで落札した事案の有無。有る場合は、その件数について述べてください。

(担当課3) まず1点目についてですが、本件は、機器費が大部分を占めるのですが、入札に係る金抜設計書において、積算参考資料として各機器の採用単価を

提示しています。歩掛についても、日本下水道協会が公表しているものを採用しており、こちらについては市販されている資料で確認できることから、最低制限価格を見積もることは容易であると考えます。2点目ですが、本件落札者が過去3年間において、最低制限価格と同額かつくじ引き無しで落札した案件はありませんでした。

（委員1） 最低制限価格を見積もることは容易であるとお答えいただきましたが、たしかに開札結果表を見ますと、ほとんどの業者が最低制限価格前後の近似した金額で入札しています。金抜設計書で機器の採用単価を提示しているところ説明いただきましたが、最も高額な金額で入札した業者では、最低制限価格と100万円以上の差がありますが、この差についてはこういったことから起こるとお考えでしょうか。

（担当課2） 最低制限価格未満で失格になった業者と落札者との金額差で比較すると、20万円程度の差になっています。応札した業者のうち、2者については、最低制限価格より大きく開きがありますが、推測になりますが、理由として2点考えられます。1点目は、落札の意思がなく応札した場合です。2点目は、機器費の単価を提示しているとはいえ、業者によっては、仕入れ先の違いなどで公表している単価では仕入れできない場合も考えられます。

（委員1） 今回はたまたまなのかも知れませんが、最低制限価格から10万円の差で失格となった業者もあり、1者のみが同額で落札となったわけですが、本件を注視すべき対象と考えるか、見解を述べてください。

（担当課2） 最低制限価格は端数処理にて切上げし、10万円単位で計算しています。したがって、10万円のずれが生じることは有り得ると考えています。

（委員1） 端数処理の取扱いについて決まりはあるのですか。

（事務局3） 最低制限価格の端数処理については、市で取決めし、最低制限価格の算定式と同様に端数処理方法についても公表しています。予定価格が1,000万円以上の案件については、10万円未満を切上げ、予定価格が1,000万円未満の案件ですと、1万円未満を切上げるという決まりになっています。

（委員1） わかりました。業者も端数処理について理解した上で入札を行うわけですね。とはいえ、結果として本件は、10万円の差で失格となった業者が多数いたという理解でよろしいですか。

（担当課1） 推測になりますが、応札した11者ともしっかり計算し、予定価格を推測し、最低制限価格も計算した上で入札していただいているとは思いますが、

最近市が発注する工事も多い中で、受注意思が低いといえますか、選択として、あえて最低制限価格未満の金額で入札した可能性も排除できないと思っています。本件は、分かり易い設計でありますし、透明性を確保するために積算条件はしっかりと明示しておりますので、11 者とも最低制限価格は算定できていたと思っています。

(委員 1) わかりました。今後の動向も注視しながら、同様の事案が発生しないかフォローアップしていく必要があると思います。私からは以上です。

(委員 2) 配布していただいた資料について、金抜設計書の契約数量表に、着脱式水中ポンプ（ボルテックス型）と記載がありますが、この項目を見れば、その単価を調べることができるということでしょうか。

(担当課 2) それだけで単価は分からないのですが、金抜設計書の最後の方に、積算参考資料を添付しております。

≪担当課より、委員に対し積算参考資料を提示≫

(担当課 2) 資料を見ていただきますとわかりますように、見積した機器の名称、規格、採用単価を記載しております。ただし、必ずこの金額での積算を強いるものではございません。

(委員 2) ということは、業者はこの積算参考資料に記載された採用単価を基に、積算するということですね。

(担当課 1) そうです。公積算においては、この資料を基に行っています。兵庫県では、令和 2 年ごろから、積算の条件明示を拡大し始めまして、最初は積算条件の明示から実施され、その後、見積により採用した部材等の規格、単価も公表するようにし、公平性や透明性を高めています。これは、適正な請負代金を算出していくことに加え、入札・契約におけるトラブルの防止など、様々な目的で実施されているものです。

(委員 2) わかりました。私からは以上です。

(委員長) 他にないようですのでこれで終了します。ありがとうございました。

2. 令和6年度 八木・榎列浄化センター放流流量計更新工事（下水道課）

○事務局より入札及び契約状況の報告

工事概要
放流流量計更新（φ200） 1台

- （委員1） 私から質問させていただきます。1点目ですが、本件は、最低制限価格と同額で落札されていますが、入札する業者側から見て、最低制限価格を見積もることの容易性について述べてください。2点目ですが、本件入札執行日より、過去3年間において、本件落札者が他に最低制限価格と同額かつくじ引き無しで落札した事案の有無。有る場合は、その件数について述べてください。
- （担当課3） まず1点目についてですが、先ほどの阿万処理区MP8外マンホールポンプ場改築工事と同様に、機器費が大部分を占めるのですが、入札に係る金抜設計書において、積算参考資料として価格を提示しています。ですので、最低制限価格を見積もることは容易であると考えます。2点目ですが、本件落札者が過去3年間において、最低制限価格と同額かつくじ引き無しで落札した案件はありませんでした。
- （委員1） 提示された積算参考資料は、昨今の物価高を反映された金額になっているのですか。
- （担当課3） 発注時点で見積を徴取し、その時点での最新の単価を採用しています。
- （委員1） 見積方法を教えていただけますか。
- （担当課3） 機器の仕様を示し、その内容で見積書を提出していただいています。
- （委員1） 複数者に見積を依頼しているのですか。
- （担当課3） 複数者に依頼しています。
- （委員1） 複数者から提出のあった見積で、最低金額を採用しているのですか。
- （担当課3） はい。最低金額を採用しています。
- （委員1） わかりました。
- （担当課2） 補足させていただきますと、見積の有効期限を定めており、この工事の期間内は有効となります。
- （委員1） わかりました。先ほどの阿万処理区MP8外マンホールポンプ場改築工事と同様に、本件と同種の工事についても、今後の動向も注視しながら、同様の事案が発生しないかフォローアップしていく必要があると思います。

私からは以上です。

（委員2） 先ほどの阿万処理区MP8外マンホールポンプ場改築工事及び本件について、偶然に今回落札者のみが最低制限価格同額で入札したということで、逆に言いますと今まで無かったことが今回発生したということになります。この2件のみで、何か分かることではないが、今後も注視していくべきことではあると思います。私からは以上です。

（委員長） 本件において、入札参加資格を満たす業者はどのくらいいるのですか。

（事務局3） 入札参加資格要件として、電気工事の総合評定値が650点以上であることとしています。この点数は1年ごとに変わりますので、当時の点数で何者いたかは分かりませんが、現在最新の点数においては、16者程度存在します。

（委員長） 本件のような工事は、発注が多いのですか。

（担当課2） 機器の更新ですので、定期的に有ります。

（委員長） そうしますと、本件と同種工事の入札に参加する業者は、本件と同じようなメンバーになるのですか。

（担当課2） 入札参加資格要件を満たす業者がそれほど多くないため、本件のようなメンバーになると思います。

（委員長） わかりました。私からは以上です。他にないようですのでこれで終了します。ありがとうございました。

3. 臨海 1 号橋 橋梁修繕工事（建設課）

○事務局より入札及び契約状況の報告

工事概要
延長 L=6.5m ,W=7.7m
・断面修復工 V=0.18 m ³ ・ひび割れ補修工 L=4.0m
・桁遊間止水工 L=18m ・仮設工 1 式

(委員 1) 私から質問させていただきます。1 点目ですが、本件は、最低制限価格と同額で落札されていますが、入札する業者側から見て、最低制限価格を見積もることの容易性について述べてください。2 点目ですが、本件入札執行日より、過去 3 年間に於いて、本件落札者が他に最低制限価格と同額かつくじ引き無しで落札した事案の有無。有る場合は、その件数、また、その件数は、他者と比較して多いと言えるのか、注視すべき対象ではないか、見解を述べてください。

(担当課 2) まず 1 点目についてですが、本工事は、断面修復工、ひび割れ補修工、桁遊間止水工が主な工種となっておりますが、断面修復工、ひび割れ補修工については、公表単価を採用しております。桁遊間止水工については、見積単価を採用していますが、入札の際には、積算参考資料として見積単価を公表しています。加えて、最低制限価格の算定式も公表されていますので、容易に見積もることができると考えています。2 点目ですが、本件落札者が過去 3 年間に於いて、最低制限価格と同額かつくじ引き無しで落札した案件ですが、令和 6 年度に於いて、全体で 13 件のうち、4 件に於いて本件落札者が最低制限価格同額かつくじ引き無しで落札した案件が有りました。令和 5 年度、令和 4 年度に於いては、本件落札者が最低制限価格同額かつくじ引き無しで落札した案件は有りませんでした。他者と比較して、多いと言えるのかというご質問についてですが、令和 6 年度については、4 件と多いですが、令和 5 年度、令和 4 年度については無いということ、また、本件落札者以外に、最低制限価格と同額かつくじ引き無しで落札となった案件が、令和 6 年度に 1 者が 3 件落札、令和 5 年度に 1 者が 2 件落札したということもございます。結果として、令和 6 年度は多いと思われませんが、これら案件の工事内容を調査したところ、すべて公表単価及び公表した見積単価により積算する簡単な工事でした。また、これらの入札は、

8 者を指名した中で、約半数の 4~5 者が辞退しているという案件が多くありました。このようなことから、工事費に対して施工手間がかかるものであったことが窺えます。担当課としての見解は、利益率を考えた時に、最低制限価格付近での応札が少なくなるため、最低制限価格同額でくじ引きになる案件は少ないと考えております。

（委員 1） 本件落札者以外に、最低制限価格と同額かつくじ引き無しで落札した案件が複数件あったということですが、本件落札者だけが突出して多かったと言えませんか。

（担当課 2） 先ほども申しましたが、令和 6 年度に関しては多いような状況です。積算は簡単な工事ですが、現場条件により手間のかかる工事が多く、利益率を考えると最低制限価格での応札はできないと考える業者もいる中で、偶然このような結果になったと考えています。

（委員 1） たしかに、最終的な入札金額を決定するのは、各業者の判断ではあると思いますが、私が本件について心配しているのは、最低制限価格が漏洩していることはないかということで、そういった趣旨から質問させていただきました。

（担当課 1） ご懸念されている最低制限価格が漏洩しているのではないかという点について、漏洩は有りません。それは何故かと言いますと、公共土木工事は、見積単価も含めて、積算条件はすべて公表しておりますので、その条件に照らし合わせて積算すれば、間違いなく予定価格を見積もることができ、最低制限価格も公表されている算定式から計算することができます。各業者が最低制限価格を推測した上で、それぞれの判断で入札した結果であると考えています。それは、工事内容や現場条件等も考えた上で、自社で施工可能な金額で入札しているということであると理解しております。橋梁補修工事は、簡単に言うと橋の補修を行うものですが、橋のひび割れを埋めたりするもので、必ずしも入札設計図書の図面通りの施工にはなりません。契約締結後に、まず橋梁の状態を調査し、発注時の図面との差異を確認し、発注者と協議した上で施工します。橋梁修繕工事については、ほとんどの場合で、かなりの設計変更を伴います。ひび割れの長さであったり、断面の破損状態が発注前に調査した段階から更に劣化し、現場状況が変わっていることが多いからです。諸経費もある程度高めには設定されているものの、利益が出にくく、手間がかかり工期も比較的長くなることから、

敬遠されやすい工事であり、辞退者が多いこともそういった理由からだと考えています。

（委員1） わかりました。私の認識では、アスファルト舗装のような比較的単純な工種であれば、7～8者が最低制限価格同額でくじ引きとなるケースが多いと思っていましたので、本件のように、何故最低制限価格での単独入札となるのか疑問に思いましたが、ご説明いただいたように、最低制限価格が推定できても、その金額での施工は厳しいため、あえて自社で施工可能な高い金額で入札するということなのですね。

（担当課1） おっしゃるとおり、アスファルト舗装工事のように、工期も比較的短く、施工監理項目も少ない、いわゆるやりやすい工事もあります。最近では技術者も不足しており、各業者がどういった工事を受注するか選択されているということもあると思います。

（委員1） わかりました。私からは以上です。

（委員2） 先ほどの説明をお聞きし、最低制限価格は推測しやすく、漏洩していることは無いということは、誰しもが納得できる説明だったと思います。ただし、適正に執行していても漏洩してしまうという場合が問題となりますので、常に何か起こるかもしれないといった意識をもっておくことは必要だと思います。

（担当課1） もちろん情報管理等についてもしっかり行ってまいります。

（委員2） わかりました。私からは以上です。

（委員長） 指名業者選定の際の地域性とは、どのような考え方でしょうか。

（事務局3） まず、市内の工事業者を選定する案件は、担当課ではなく財務課で指名業者を選定しています。各担当課で指名回数の偏りが無いよう、受注機会を均等にするためです。地域性についてですが、南あわじ市は旧4町が合併して誕生した市で、施工現場が旧4町単位でどこに属するかを考慮しております。例えば、本件では施工現場が旧南淡町ですので、旧南淡町に事務所がある業者を半数程度選定しております。残り半数については、星取表を作成し、指名回数を管理しておりますので、順に指名し、均等になるようにしています。

（委員長） わかりました。他にないようですのでこれで終了します。ありがとうございました。

4. 令和6年度 製品プラスチック回収用ネット購入（環境課）

○事務局より入札及び契約状況の報告

業務概要

・製品プラスチック回収用ネット購入 1,800枚

- (委員1) 私から質問させていただきます。1点目ですが、本件は、落札率100%で、指名業者5者のうち4者が辞退ですが、前回同種業務入札時の落札率、指名業者数、辞退者数について述べてください。2点目ですが、今後の入札に向けて辞退者数を減らし、競争性を確保できるように入札条件を変更すべきと考えますが、見解を述べてください。
- (担当課1) まず1点目についてですが、令和4年度において、雑紙回収用ネット購入業務の入札を行っています。その時の落札率は、97.22%で、指名業者は5者、辞退者は3者でした。2点目についてですが、本件において辞退した業者の中で、辞退理由として期限内での納品が困難というものがございますので、今後同種業務の入札の際には、納入期限は余裕をもって設定できるよう取り組んでいきたいと考えています。
- (委員1) 令和4年度雑紙回収用ネット購入業務の落札者は、本件の落札者とは別の業者ですか。
- (担当課1) 本件落札者と同じ業者です。その時も3者の辞退があったことから、本件入札に際しては、財務課と相談しながら、指名業者の選定を行いました。
- (委員1) 前回の指名業者5者は、本件で指名した5者と同一業者ですか。
- (担当課1) 本件落札者以外の4者については、前回入札時には指名しておりません。
- (委員1) 前回入札も踏まえると、辞退者が比較的多い業務であると思いますので、先ほど述べていただいた、納入期限を長くするなど、改善に取り組んでいただきと思います。私からは以上です。
- (委員2) 納入期限を長くして、辞退者を減らすと述べられていましたが、本件で調達したネットは、例えば、月にどの程度無くなっていくかなどを見積もることは可能ですか。それを見積もることができれば、早めに準備をすることができると思いますし、無くなってから発注をするとすると、どうしても納入期限が短くなると思いますので。
- (担当課2) 前は雑紙回収用ネットで、今回は製品プラスチック回収用ネットということで、前回と磨耗具合などが違うと思いますが、今回初めて製品プラス

チック回収用ネットを調達しましたので、物品の状態や在庫状況などを確認しながら、次回入札に活かしたいと思います。

（委員2） わかりました。私からは以上です。

（委員長） 仕様書を見ますと、調達物品の現物写真が掲載されていますが、これは既製品ですか。

（担当課1） 既製品ではありません。仕様書で現物写真と規格を示しておりますので、各業者は製造を別業者に委託するなどしていただく必要があります。

（委員長） 本件の指名業者は、販売業者であって製造は別に委託する必要があるということですね。

（担当課1） そうです。淡路島内で専門的に本件調達物品を製造している企業もございませんので、販売業者を指名しているところです。

（委員長） 写真を見る限り、本件調達物品の製造はそれほど難しいものでもなさそうですが、こういった物品の製造メーカーはたくさんいるのでしょうか。

（担当課1） 製造メーカーについては、把握できておりません。

（委員長） もし、製造メーカーが限られており、指名業者全者が同一のメーカーに製造を委託しなければならない状況であるなら、販売業者間で競争してもどうかという懸念もあります。加えて、汎用性の高い物品であれば、販売業者間での価格競争も期待できると思いますが、本件調達物品は汎用性の低い特注品でもありますので、その点は今後の動向も見ながら検討しなければいけないという印象を持ちました。まずは、次回入札時に納期を長くして課題が解決されるか。また、その結果次第では、指名業者の選定についても検討が必要かもしれません。

（担当課1） 製造メーカーについても情報収集し、今後の入札に活かしたいと思います。

（事務局3） 本件のような物品調達の入札は、工事やコンサルと比較すると業種が多岐にわたりますので、特殊物品の調達については、どの業種から指名業者を選定するか判断が難しい場合があります。事務用機などであれば選定は簡単ですが、本件のような物品については、どの業種に登録のある業者から選定するかが非常に難しいです。前回の入札時は、物品のうち、繊維製品という業種から指名業者を選定しましたが、5者のうち3者が辞退し、辞退理由には、スポーツ用ネットしか取扱いが無いというものもございました。こちらが意図した品目と業者の取扱う品目に違いがありました。そのようなことも踏まえ、本件では、その他物品という業種から指名業者を選

令和6年度 製品プラスチック回収用ネット購入（環境課）

定しています。

（委員長） わかりました。他にないようですのでこれで終了します。ありがとうございました。

5. 三原庁舎跡地公園整備工事（都市政策課）

○事務局より入札及び契約状況の報告

工事概要

- ・ 基盤整備：敷地造成工 1 式、擁壁工 1 式
- ・ 植栽：植栽工 1 式
- ・ 施設整備：給水設備工 1 式、雨水排水設備工 1 式、汚水排水設備工 1 式、
電気設備工 1 式、園路広場整備工 1 式、遊戯施設整備工 1 式、
サービス施設整備工 1 式、管理施設整備工 1 式、建築施設組立
設置工 1 式、公園施設等撤去・移設工 1 式
- ・ 仮設工 1 式

入札状況概要

- 1 回目 制限付一般競争入札（事後審査型）により実施し、令和 7 年 4 月 2 日
に入札公告を行い、同年 5 月 2 日に開札（電子入札）を行ったが、全者
最低制限価格未満による入札不調のため、入札取止め。
- 2 回目 指名競争入札により実施し、令和 7 年 5 月 15 日に入札通知を行い、同
年 6 月 9 日に開札（電子入札）を行い、落札。

（委員 1） 私から質問させていただきます。1 点目ですが、本件は、入札不調であり、
入札参加者数 10 者に対して最低制限価格による失格者 10 者ですが、本結
果に対する原因や評価について、見解を述べてください。2 点目ですが、そ
の後の経過、再入札の実施について述べてください。3 点目ですが、今後の
入札条件の設定について、改善点がないか、見解を述べてください。

（担当課 2） 1 点目及び 2 点目についてですが、本件 1 回目の入札時の最低制限価格は、
2 億 6,550 万円と設定しており、10 者は、2 億 6,500 万円から 2 億 6,540 万
円の間で入札しております。入札に際しては、各者から非常に多くの質問
がありまして、合計で 192 件になり、各者とも詳細に積算されているもの
と推測されます。2 回目の入札においては、1 回目入札時の参加要件であり
ました令和 7 年度南あわじ市建設工事に係る土木一式工事等級区分 A に格
付けされている全 10 者を選定し、指名競争入札により実施しております。
2 回目入札に際しては、単価の見直しを行い、1 回目入札時に質問のあった
内容については、2 回目入札時の設計図書に明示しました。また、2 回目の

入札においても、合計で 51 件の質問があり、各者とも積算の精度がさらに上がったと推測されます。3 点目についてですが、入札条件の設定なども含め、適正に執行していると認識しております。

（委員 1） 先ほど、建設課の臨海 1 号橋橋梁修繕工事の案件において、受注する工事の選択として、あえて最低制限価格未満で応札する可能性もあると説明がありました。本件においてはそういった可能性についてどのように思われますか。

（担当課 1） 本件では、非常に多くの質問をいただいております。質問の内容についても、ほとんどが積算条件に対するものでございました。公園工事は、非常に多種多様な工程があり、積算も複雑になります。先ほどの建設課の案件であった橋梁修繕工事と異なり、公表されていない積算基準を使用することもございます。そういった中で、本件の設計図書において、明示されていないか、不明瞭な点について質問をいただいたところです。以上のことから、各者とも最低制限価格で入札を目指して積算される中で、市の積算とは僅かなずれがあり、結果として、全者最低制限価格を下回り失格になったと考えております。

（委員 1） 1 回目の入札時に 192 件もの質問があったとのことですが、質問のあった内容について、入札公告を行う時点である程度設計図書に明示しておくことはできなかったのですか。

（担当課 1） たしかに 1 回目の入札時にもう少しははっきりと条件明示していればという反省点はございます。

（委員 1） 1 回目入札時の条件明示が不足していたとしても、市の設計金額が高すぎたとも考えられるのですが、その点はいかがですか。

（担当課 2） 質問に対しても適切に回答していると認識しておりますし、設計内容についても適正であったと考えています。各者が最低制限価格を目指して積算した結果と認識しております。

（委員 1） 10 者のうち、多くが 10 万円の差で失格となっているので、その価格が正しかったのでは。要するに、市の設計に違算があったのではとの印象を受けるのですが、その点はいかがですか。

（担当課 2） 設計は適正であったと認識しております。

（担当課 1） 1 回目入札の結果を受けて、設計内容を再度確認しましたが、違算は無かったと認識しております。

三原庁舎跡地公園整備工事（都市政策課）

- （委員 1） わかりました。私からは以上です。
- （委員 2） 配布していただいている資料の中で、1 回目入札時の設計書と 2 回目入札時の設計書を比較した時に、私の理解の範囲では、2 回目の設計の方が設計金額は高くなるように思うのですが、実際は予定価格が 2 回目の入札時の方が低くなっている点について、説明いただけますか。
- （担当課 3） 主な部材や数量などは変わっていないのですが、お配りしている資料では確認できない詳細な部分、例えば、部材の基礎が小さくなっているなど、そういった細かい修正をした結果として、2 回目入札時の方が金額は低くなっています。
- （委員 2） 本件は、業者側の受注意欲が非常に高い工事であることはよく分かります。私が気になっている点は、市が設計変更し、1 回目入札時と 2 回目入札時で予定価格が変わっているのに対して、業者側の入札金額では、ほとんどの業者が 1 回目と 2 回目の入札金額が同じというところ です。その点については、どのように考えていますか。
- （担当課 1） 繰り返しになりますが、2 回目入札時の設計図書には、1 回目入札時にいただいた質問の内容を反映し、さらに、2 回目入札時にも新たに 51 件の質問をいただき、回答しています。そういったことから、情報が整理され、より積算精度が上がったと考えています。
- （委員 2） 私は最終的に本件のような結果になったことは有り得ることだと理解しています。しかし、1 回目の入札時に業者側の積算のどこに市の積算と齟齬があったのかは検証すべきと考えます。情報が整理された結果というのは抽象的ですので、2 回目入札時において、何が要因となって業者側の積算がこの結果になったのか、大変だとは思いますが、その要因の検証は必要であると思いました。私からは以上です。
- （委員長） 他にないようですのでこれで終了します。ありがとうございました。

6. 市営三条住宅バリアフリー改修工事（都市政策課）

○事務局より入札及び契約状況の報告

<p>工事概要</p> <p>建築改修工事 一式</p> <p>入札状況概要</p> <p>1回目 令和6年10月9日に入札通知を行い、同年10月23日に開札（電子入札）を行ったが、不調により取止め。</p> <p>2回目 設計図書の一部見直し、及び指名業者の一部を入れ替え、令和6年11月11日に入札通知を行い、同年11月22日に開札（電子入札）を行ったが、不調により取止め。</p> <p>3回目 指名業者を入れ替え、令和6年12月9日に入札通知を行い、同年12月20日に開札（電子入札）を行い、落札。</p>

（委員1） 私から質問させていただきます。1点目ですが、本件2回目の入札において、指名業者10者に対して、辞退8者、不着2者により入札不調となっておりますが、この結果に対する原因や見解を述べてください。2点目ですが、その後の経過、再入札の実施について述べてください。3点目ですが、今後の入札条件の設定について、改善点がないか、見解を述べてください。

（担当課2） 1点目についてですが、本件は、電動車イスを利用している入居者に対して、老朽化した旧住宅から新住宅へ移転していただくために、新住宅側のバリアフリー工事を行うものです。対象者の移転交渉に時間を要したことで、工事の発注次期が下半期に遅れたため、指名業者が既に他の工事を受注していたことで、辞退者が多かったことが要因の一つに考えられます。また、工事内容については、特殊なものでもないことから、工事の執行困難による辞退とは考えておりませんが、本件において工事を実施した市営住宅には、24戸のうち23戸に入居者がいたことから、入居者への配慮という点で敬遠されたことも考えられます。2点目についてですが、2回目入札不調後に、設計内容は変更せず、指名業者の入れ替えを行いまして、令和6年度南あわじ市建設工事に係る建築一式工事等級区分Cランクに格付された6者に加えて、建築Bランクに格付けされた8者の計14者を指名し、入札を行った結果、落札に至りました。3点目の今後の改善点についてですが、本件では、対象者の移転交渉に時間を要したことにより、工事の

市営三条住宅バリアフリー改修工事（都市政策課）

発注時期が下半期に遅れたことが一因と考えておりますので、今後は、移転交渉を前年度に完了し、工事を年度上半期に発注できるようにしたいと考えています。

（委員 1） 本件のような市営住宅のバリアフリー工事は過去にも実施したことがあるのですか。

（担当課 2） 一般的な市営住宅の改修工事は、退去された後に状態を確認し、劣化・損傷がある場合は修繕を行い、新しい方に入居いただくというものです。本件では、旧住宅に入居されている電動車イス利用者に対して、新住宅への移転交渉を長年にわたり続けてきました。旧住宅は政策空家であり、今後取壊しを予定している住宅のため、移転をお願いし、令和 6 年 6 月に当該者から移転承諾を得たところです。移転にあたり、電動車イスが建物のスロープを通れるようにするなど、市の責任において実施しなければならないことから、工事を実施したのですが、本件のようなバリアフリー工事はあまり事例が無く、稀なケースであると思います。

（委員 1） 入札を辞退した業者の辞退理由は把握されていますか。

（事務局 3） 1 回目入札における辞退理由としては、技術者が不足しているためや、手持ち工事が多数という理由がほとんどでした。2 回目入札では、手持ち工事多数や、期間内の工事完成が困難という理由がほとんどです。

（委員 1） 2 回目入札時は、1 回目入札時から設計変更を行いましたか。

（担当課 2） 設計変更を行っております。1 回目入札時は、物価本等において、7 月単価を採用しておりますが、2 回目入札時は、最新の 10 月単価を採用しております。また、見積単価についても、当初は実勢価格に補正係数を乗じておりましたが、見直しを行い、3 者見積の最低価格を採用する変更を行っております。

（委員 1） わかりました。私からは以上です。

（委員 2） バリアフリー工事は稀な案件であると説明いただきましたが、通常の改修工事に比べて積算も難しくなるということはあるでしょうか。

（担当課 2） 工事内容を考えても、積算が難しい案件ではございません。

（委員 2） そうしますと、3 回目入札時において、業者ごとの入札金額にばらつきがあるのは、業者側の受注意欲の違いと理解してよろしいですか。

（担当課 2） そのように考えております。

（担当課 1） 本件のような比較的小規模な建築工事では、現場での手間がかかることも

市営三条住宅バリアフリー改修工事（都市政策課）

多く、市の積算した金額と実行予算ベースで採算が合わないと判断されることもよくあります。

（委員2） わかりました。私からは以上です。

（委員長） 他にないようですのでこれで終了します。ありがとうございました。

7. LGWAN 接続系端末等設定委託業務（情報課）

○事務局より随意契約状況の報告

業務概要

Windows10 が令和 7 年 10 月にサポート終了となるため、職員用 PC の更新を実施(※R6 年度入札)。職員用 PC の更新に伴い、調達した機器の各種設定等の業務委託するもの。

見積状況概要

令和 7 年 6 月 5 日に見積依頼通知を行い、同年 6 月 19 日に開札を行い、落札。

- (委員 1) 私から質問させていただきます。1 点目ですが、本件が随意契約となった理由について述べてください。2 点目ですが、情報システムは、一般的にスイッチングコストが多いため、一旦導入すると他社に切り替えることが困難ですが、中長期的には費用対効果を評価して、切り替えの可能性についても検討すべきと考えます。その評価・検討について、誰が、どのタイミングで、どのように決定されるかについて述べてください。
- (担当課 1) 1 点目についてですが、本業務では、職員端末の設置・設定作業とそれに伴う庁内ネットワークの構成変更の作業も含んでいます。職員端末の設定作業については、単純なパソコンの初期設定に加え、本市の庁内ネットワークに接続するための設定や、各システムに連携するための設定も必要になります。また、今回導入したパソコンについては、デスクトップ型からノート型パソコンに変更したことで、無線 LAN 環境についても、アクセスポイント側と端末側双方で調整が必要になります。以上のような作業を伴うこともあり、市民サービスを提供するために、職員が安定した通信環境で業務を行えることが必要であり、そういった環境にスムーズに移行できるように本件落札者を相手とした随意契約となりました。2 点目についてですが、本業務で設定等を委託した端末については、前年度に指名競争入札により業者を決定し、調達しています。競争できる部分については入札により、できる限り安価に調達できるよう配慮し、本件のように、ネットワークの設定など専門的な業務を伴うものについては随意契約として、切り分けて発注しています。ご質問いただいた事業者の切り替えについてですが、やはり業者変更することで、費用面で高額になることが想定されますが、それ以上に、ネットワークが不安定となり、業務を安定して行えなくなるリスクを負うということが懸念され、業者の切り替えが難しい面が

あります。ただし、年に数回程度、淡路島内の他 2 市などの業務を受注している業者のお話も聞いた上で、情報収集は定期的に行っております。しかしながら、現行のネットワークが不安定である場合や、他社からの提案が極めて魅力的なもので安価であるなどのことがない限り、事業者の切り替えは困難な状況です。

（委員 1） ネットワーク関連業務の大部分は、本件受注者に委託されているのですか。

（担当課 1） そうです。

（委員 1） 例えば、本件のような業務では、他自治体では A 社に業務を委託しているところもあると思いますが、A 社ほか他社に切り替える可能性などは無いのですか。確かにネットワークの安定性という観点では、現受注者のままが良いということは分かりますが、一方で、費用面の観点では、入札により競争するという点もあると思いますので、その点はいかがですか。

（担当課 1） 業務を行う上で、安定して通信ができ、一定の通信速度も確保されていることが大前提としております。他社に切り替えした時に、通信速度が今以上に向上するなどのメリットは期待できず、差がでるとすると、管理や保守に関する部分であると思います。仮に他社に切り替えし、安価になったとしても、現在と同レベルで管理や保守のサービスを提供していただけるかということは、実際に業務をしていただくまで分からないため、判断が難しいと思っています。大きな問題も発生しておらず、費用面で安価になることも期待できない現状では、業者の切り替えは難しいと考えています。

（委員 1） 前回職員用パソコンの更新を行ったときはどうですか。

（担当課 1） 前回は今回同様に、端末など機器調達は入札により受注者を決定し、設定業務は本件受注者と随意契約しております。

（委員 1） 実務においてはそうせざるを得ないということでしょうか。確かに莫大なスイッチングコストが発生するとは思いますが、第 3 者目線で見ると、ずっと現行のままで良いのかということもあります。

（事務局 1） ご指摘いただいている点についてはごもっともな意見だと思います。近隣他市の状況も考えますと、他市も本市と同様の理由で業者の切り替えが難しいのでは無いかと推察されます。ただし、将来ずっと現行のままということでは無いと考えています。先ほど担当課より説明いたしましたように、これまでも情報収集や検討は継続して行ってきておりまして、市としてもできる限り安価にかつ現行程度以上の業務実施が可能な業者と契約できる

ことが望ましいのですが、現状は、業者切り替えをするだけのメリットを見いだせていないというところです。

（委員 1） 価格交渉や、業務委託費などはどのようにしていますか。

（担当課 1） 専門家では無いので、業務の内容を詳細まで熟知している訳ではありませんが、できる限り勉強しながら、この作業にこれだけの費用がかかるのはおかしいのではないかなど、指摘はしております。

（委員 1） わかりました。私からは以上です。

（委員 2） そもそも本件のような業務は、他社でも履行可能なのですか。

（担当課 1） 現受注者から、ネットワークの設定情報など詳細な資料提供があれば、他社でも履行できる可能性は高いと思います。

（委員 2） 他社が履行できるための条件として、現受注者から詳細な資料やデータの引継ぎが必要ということですね。つまり、他社に切り替えする際に、データの引継ぎというロスが生じ、余分な費用が発生するということが本件のポイントで、そういったロスにより、どうしても費用が嵩んでしまい入札による業者決定が難しいということだと思います。しかしながら、将来的に大規模なシステムの入替えなどがある場合は、当然入札により受注者を決定すべきであると思います。私からは以上です。

（委員長） サーバーやイントラネットの保守を行っている本件受注者でないと、端末設定等の業務は難しいという理解でよろしいですか。

（担当課 1） そうです。端末側にもネットワークの設定が必要なことに加え、今回は、無線LANの更新もあったこともあり、大量の端末の動作確認を机上で実施することは困難であるため、実際に現場でアクセスポイントの調整などの作業を実施していただく必要がありました。

（委員長） サーバーやイントラネットの上位システムの保守を委託しているのも、本件受注者ですか。

（担当課 1） そうです。資産管理ソフトやウイルス対策ソフトなど、端末設定に関わるシステムの大部分は、本件受注者に業務委託しています。

（委員長） LGWAN回線との関係で、サーバーやソフトの導入保守業者の選択に制約が生じることなどはありますか。

（担当課 1） 特にそういったことは無いです。

（委員長） サーバーを更新するタイミングで保守の委託も同時期に発注すると思いますので、そのタイミングで入札を考えるのも1つの方法かもしれませんが、

その際には、次回同種業務の発注に備えて、契約の条件として、次回業者が変わった際に、データ提供するようにするなどしても良いと思います。業者が変わる際には、スイッチングコストは発生しますので、将来的なスイッチングコストを少しでも軽減するため検討し、今後の更新に備えるということも必要ではないかと思います。

（委員 2） 本件のような業務は、個別にみると別々の作業だが、1 者がまとめて作業する方が効率がよいのですか。

（担当課 1） そうです。例えば、パソコンに不具合が生じた場合に、ネットワークに起因する場合もありますし、システムに起因する場合もあります。それぞれの保守業者が違う場合、責任の所在が不明確になりますので、一貫して保守をいただく方が効率は良いです。

（委員 2） 効率以外にも別々の業者が受注することで、費用も高くなりますか。

（担当課 1） 高くなります

（委員 2） わかりました。私からは以上です。

（委員長） 他にないようですのでこれで終了します。ありがとうございました。

3 その他

特になし。

配布資料

- ① 入札契約方式別発注件数 総括表(R6.10.1～R7.3.31)
- ② 入札契約方式別発注件数 総括表(R7.4.1～R7.9.30)
- ③ 入札執行一覧(R6.10.1～R7.3.31)
- ④ 入札執行一覧(R7.4.1～R7.9.30)
- ⑤ 随意契約一覧表(R6.10.1～R7.3.31)
- ⑥ 随意契約一覧表(R7.4.1～R7.9.30)
- ⑦ 令和 7 年度 第 1 回入札監視委員会抽出案件資料